



職は唯太閤様ナルヲ辭相トシテ瓦舟寺有馬黒崎長政御  
レ朝ニタゞ謀ラズ今年ニ明年ヲ謀セズ確定ノ改署モ  
ナクシア庄シク日一日ヲ過スガ如キハ我輩最モ外交  
上ニ於ケルニフヤル所也

不直ガルカ爲メ各港ノ貿易ニ莫大ノ損失ヲ蒙タス」  
ナカル可シトアシハ其本在ラ怨スル「アルモ愛ニ我  
輩カ最モ其説ヲ得ルニ苦心ノ一事アリ何ソヤ朝鮮  
在勤辦理公使花麗義良君ガ其住所京城ニ在ラサルコ

○立憲改進黨純黨式　昭十六日午後二時より立憲改進黨の結黨式を木挽町二丁目明治會堂よ於て行はれ  
しか來會の人々には大隈重信河野敬鏡前嶋密等は諸

○防盜機器 藤原國太郎  
藤の脇に居候け申其筋  
梅井上深太郎の一時十一  
人連索其餘三名引合人

スの如クニヤノ主義ハ條約改正ヲ斷行スル  
事ト傳レハ其尙機ニ之ヲ改正スルヤラ問フニ及  
ハシテ、其事之ヲ計シテ改正断行ス可シト和ス其輕囂  
威權ヲ戸端ヘテモカ如シト雖ニ今日一般ノ人心ガ  
決ノ外務事務外題ガアルノ證トシテ見ニ可キナリ  
我豈謂ラク條約固ヨリ改正セザル可ラズ之ヲ改正ス  
ルヲ甚ダ大切ナリ今日始メテ大切ナリニ非ズ十年前

公使花房君ハ其身外交官吏ナリ前二君ノ如ク一港内ノ通商事務ヲ管スルニ非スシテ大日本國ト大朝鮮國トノ間ニ存在スル報賄ヲ教クシ兩國交際ノ大任ニ當ルノ人ナリ一日其務ニ服セサレハ一日兩國ノ交チ陸クヌ其任重フシテ且ツ大ナラズヤ殊ニ近時朝鮮ニ事情ヲ視ルニ昨年十一月王族李載先ノ騷乱アリ其名トスル所ハ攘倭ナリト聞キシモ幸ニシテ事速ニ鎮定ニ

君其他會する者大畧百五拾名にて午後三時三十分  
頃より其式を執行し先づ河野教諭君の發議より依り會  
員の總同意を以て大隈重信君を該黨の總理又推舉し  
て大隈君に承諾を乞はれたれい君は起立して其ごと  
處を諾し國家及び我黨の爲め微力の及ぶ所を盡すへ  
しとの旨を述べられたるに前島君は衆黨員より銘々を  
謝辭を述るは却て煩雜あるへしとく河野君へ總代と  
しく謝辭を述へられんとを請ひられしかば河野君に參

郊の刑法三百六十二條  
二十年未滿あるを以て  
鉤二年と三ヶ月二日に  
渡さきたり

ノ改正期限以來一日トシテ大切ナラザルハナキナリ  
我輩ハ一般公衆ト共ニ一日モ速ニ改正ノ落着ヲ願フ  
ソナラズ特セテ改正ノ不十分ナラヤランコト要ム  
モノナリ既モト既ニ我輩又常ニ謂ラク條約改正ハ  
本來事務ノ一部分ノミ改正即ナ外交ナリニアラザル  
ナリト想ムト判ナシテ國ラン近來速成ノ政談家ハ姑ラク  
ス老練ノ當局者其人ト既ニ國ハ條約改正外ニ外  
ナシト既ヘルヤノ既ナキ「能ハズ我輩ノ最モ惑ヘ  
ル所ナリ」

歸シタレハ最早顧慮スル所ナカル可シト思ノ外近日  
ノ報道ニ據レハ尙其殘黨ノ在ルアリテ依然名ヲ攘除  
コトシ陰ニ不軌チ謀ルノ疑アリト雖モ其黨類ノ衆多  
ナルカ爲メ政府モ容易ニ手ヲ下スヲ憚リ現時ハ薩  
伏ノ病毒タリト此官果シテ信ナルヤ否之ヲ保スルコ  
能ヘスト雖ニ朝鮮國事ノ多端ニシテ我國二十年前ノ  
景況ニ髣髴タルモノアルヤ推シテ知ル可シ此時ニ當  
リ我日本公使マシテ其任ニ在ラス兩國々際ノ重任ハ  
舉テ之ナ留守居二三ノ属吏ニ委シテ憂ナシト爲スカ

員より代て總理の承諾を謝し然る後總理ハ該黨の内規に従ひ牛田口小野春木の三君を掌事に撰任し是より結算式を終へ衆員別席に就て各茶菓を喫玄閑詰懸談數刻にして解散せられたり

古人遠交近攻ノ策アリ况ソヤ今日歐州諸大國ノ如キ  
遠クシテ且ツ強ナルモノノハ之ト相親シ可キハ勿論  
ナリト雖ニ又同時ニ其近クシテ強ナラザルモノニ向  
ヘ目下之ヲ攻ルコアラズシテ之ヲ撫シ之ヲ扶ルノ  
事ニ可ツ日本本邦最モ近キヘ朝鮮國ナリ近キモ  
事ニ可ツ日本本邦最モ近キヘ朝鮮國ナリ近キモ

加之本年九月ハ仁川開港ノ期ナリ期ニ先ダツツ幾月實地測量經營ノ工夫モナカル可ラス朝鮮政府ト此上ノ談判打合セモアヌ可シ我堅決シテ公使ノ在任ヲ不要ナリトスルノ理由ヲ見サルナリ彼ノ歐洲諸國中單ニ遠キノヨニ止マリテ未タ强大トハ評シ難キ伊多利ニ

め日本へ赴いたる魚允中の復命を以て始めて日本の  
事情を明にするを得たり然るより案外千万なるけ  
彼の公使花房領事某々あと云ふ者共あり彼等は日本  
政府より派遣したる使節共ならんと思ひて外其實は  
海賊に親分共にて商賣往來の中より無い商賣を營む爲  
め邊來したる者共のよしとて一犬虛ハシナガ又吠ハラハラて萬犬實ハシナガを

國ノ事務ヲ執事ナシモノ之ヲ補助  
ノ職業アリ既ニ開國ニシテ又之ヲ補助  
日本ハ今日ノ開交政要ナ以テ既ニ  
其職務ヲ盡シノレト爲ス可キヤ朝鮮釜山港ニハ我人  
民ノ居留スル者今日既ニ二年餘名ノ多キアリ實ニ該  
港ヘ日本船籍同國官憲ノ關門ナリト云フモ虚言ニア  
ラサム此處ニ於守護者ノシ領事近藤萬鶴君ハ過  
日其事務ヲ期ナシ未タ期ア

チ一日モ空クセントナ惜ミ俄ニ關官漫野長勲君ヲ後任公使ニ命シ片時モ其就任ヲ急カル、トノ時アル傍ニ韓國ニレテ且ツ之ヲ補助スルノ義務アル朝鮮國ニ對シ昨年六月以来既ニ一年コ近キ日月ノ間公使々在任せナクシテ兩國交際ノ教カラソコナ欲スルコアルモ我輩其如何テ保クコ能ハサルナリ辨理公使花房謙

○官權新聞掛 近頃或る府縣にてぞ少しく文才のほある人物を撰ひて新聞掛と云ふものゝ命し新聞の種子を筆記して官權新聞社へ日々に送らしむると云ふが果して眞か

○中央銀行手形條例 大藏省の銀行局にてハ中央銀行の手形條例を創定せられん爲め諸銀行の巨擘の立ちたる姿となり大々迷惑して居ると云ふ

西園ノ成ニ接レハ笠山准ノ外今ニ

○聖太后宮 同宮は来る十九日芝公園地内能樂堂へ

滋澤三野村中村兩原安田種田の諸君を會し局長加藤  
君之れか議長をあり議定之上先項其草案こうあんを參事院へ

スルキヤノ開アリト知ラス前  
ニシテ後ヲ容易モ尋ねシ

たゞ伊勢守のハ  
通事・金持・成瀬吉・梅若・實磨・實生九郎・安達・原田

出たる様目今開院にて会議中のよし  
○生糸景況 横濱生糸の景況を聞くに去る十四日午後

卷之三

金剛泰一郎  
金剛泰一郎

國よりアリ着したる軍服より外國人等俄々賣通ひの  
機縛あるを以て同邊境天道一丁目駿村より信州六  
社<sup>シキ</sup>、<sup>シキ</sup>六百九十九枚にて一昨日手合にあひ同日半数  
此の同品も六百四十五枚かと申本當日之内又取て

居官 同富以來

行啓進られ御鑑覽在らせらる日一昨十五日仰出されたり御正體也

君之れか議長どあり議定之上先頃其車輿を參事院  
出たさ様目今兩院よと會議中のよし  
○生糸景況 横濱生糸の景況を聞くに去る十四日午後  
國より歸着したる電報より外國人等俄々貢進み  
換算あるを以て同邊懈天道一丁目盛村より信州六工  
社織糸六百九十九枚にて昨日手合にて左同日市  
場の同品も六百四十六枚にて本場の内より算ぐ

○草壁 衛護船等城艦  
出帆するよし  
○美濃縣例 山田内務  
内通わむだる事又無  
通事御内通也。○通事御  
ノ風邪一握りタル者又  
ノ若氣ハ水火驚火ニ至  
ム者ナキ。其者若ナシテ是  
事火火事火事火事火事火  
事火事火事火事火事火事火